

日バス協業第103号
令和5年3月30日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
理事長 石指 雅 啓

令和5年度税制改正に伴う条例バス車両に係る特例措置の対応について

平素より当協会の運営につきましては、格別なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、国土交通省自動車局旅客課長より「令和5年度税制改正に伴う条例バス車両に係る特例措置の対応について」の通知がありました。

令和5年3月末までに税制改正関連法案が成立した場合、令和5年4月1日から都道府県の条例で定める生活路線を運行する乗合バス車両の取得に係る自動車税（環境性能割）の軽減措置については延長されることとなります。

本特例措置の延長に当たり、総務省から近年の適用実績が低調であり十分な活用がなされていないのではないかなどの指摘があります。今後、バス事業者における本特例措置の適切な活用が図られるよう、各地方運輸局等（沖縄総合事務局を含む）と連携し、各都道府県において定める本特例措置の適用に必要な手続きを把握するとともに、貴協会傘下会員に対して本特例措置の適切な活用及び適用に必要な手続きについての周知をお願いいたします。

なお、本特例措置は車両取得時の手続段階で適用されるものではなく、車両取得後に都道府県の条例で定める生活交道路線を運行している旨の書類を都道府県税事務所に提出する等の各都道府県において定める所定の手続きを行うことにより、納付済みの自動車税（環境性能割）が還付されるものです。

また、国土交通省においては、引き続き本特例措置の適用期間の延長等を総務省に要望していくため、適用期間中における適用実績を的確に把握することが必要であることから、毎年度、本特例措置の適用実績（件数、還付額等）について調査依頼をさせていただくとのことですので、その際にはご協力の程よろしくをお願いいたします。

担当:業務部 松浦

TEL: 03-3216-4014

Mail: matsuura@bus.or.jp